

資料5-2-(5) (国際課)

# 災害多言語支援センター 運営マニュアル

2024年4月1日版

神奈川県文化スポーツ観光局国際課 公益財団法人かながわ国際交流財団

### 回

1 センターの設置

T. G. G. A.	P. 57	P.12 P.17 P.22	P.26	P.27	P.30	P.33	$\mathbb{C}$	P.36	P.37	P.40	P.44	P.45	P.46	P.47	P.53	P.55	P.56	P.57
状況把握及ひセンターの設置 センターの運営方針	<b>営レベルーの対応(第1次本部体制</b> ) 総務・情報グループ業務 ····································	<b>営レベルⅡの対応(第2次本部体制)</b> 総務グループ業務	<b>ターの閉所</b> ンターの閉所	神奈川県災害多言語支援センターの 設置・運営に係る協定書	人員配置表及び人		4	翻訳委託事業者	関東地域国際化協会連絡協議会 災害時における … 外国人支援ネットワークに関する協定書	車絡協議会に 援に関する協	業務日報			記者発表資料	翻訳依頼票		臨時相	問合せ対応
(1) (2) (3) (3) (4) (4) (5) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	<b>2 運営</b> (1) 総	3) 描 (3) 描 (3) 描	4 <b>た</b> (1) セ	別紙 1		別紙3		別紙 5		別紙 7	榛式 1	様式2	様式3	様式4	様式 5	様式6	甘	様式8

# 1 センターの設置

神奈川県災害対策本部が設置された場合、「神奈川県災害多言語支援センターの設置・運営に係る協定書(別紙1)」に基づき、災害多言語支援センター(以下「センター」という。)を設置する。県内の被災状況に応じて、センターの運営レベルを決定する。 本マニュアルでは、次のとおり、組織名を略称で記載する。

- ・神奈川県文化スポーツ観光局国際課…国際課
- 公益財団法人かながわ国際交流財団… 財団

# (1) 状況把握及びセンターの設置

### 国際課

### ① 職員の安否確認

県内で最大震度5強以上など大規模な災害が発生した場合、国際課長は、職員の安否を確認する。国際課長の業務遂行が困難な場合は、次に定める職務代行順位のうち、最も上位の対応可能者がこれに当たるものとする。

- [1] 国際課副課長
- [2] 同 課長代理(国際企画担当)
- [3] 同 外国籍県民支援グループリーダー
- [4] 同 調整グループリーダー
- [5] 同 企画グループリーダー [6] 同 国際交流・協力グループリーダー

# 2 参集及び執務室の被災状況確認

各職員は配備編成計画の配備基準に従って参集し、執務室の被災状況を確認する。 ※ 参集して業務に従事することを原則とするが、やむを得ない理由で参集が困難 な場合は、可能な限り自宅等でリモートにより業務に従事する。

# ③ 県災害対策本部の設置状況確認

くらし安全防災局危機管理防災課に連絡し、県災害対策本部の設置状況を確認 する。

- ※ 休日及び時間外確認先:くらし安全防災局の当直(電話:045-210-3456)
  - ※ 時間内確認先:危機管理防災課応急対策グループ (内線:3429~3432)

# ④ センターの設置及びセンター長の決定

災害対策本部が設置された場合、センターを設置し、センター長を決定する。 センター長は、国際課長がこれに当たるが、国際課長の業務遂行が困難な場合は、 ①の[1]~[5]のうち、最も上位の対応可能者がこれに当たるものとする。

センターの閉所

センターの閉所

# 1 センターの設置

センターの設置

センターの設置

# ⑤ 国際課の副センター長の決定

国際課の副センター長は、国際課副課長がこれに当たるが、国際課副課長の業務遂行が困難な場合は、①の[2]~[5]のうち、最も上位の対応可能者(センター長に当たる者を除く。)がこれに当たるものとする。

### 財団との情報共有

①~⑤の情報について、財団と情報共有する。

レベルー(総務・情報の)

レベルー(総務・情報の)

### 田

### 1) 職員の安否確認

県内で最大震度5強以上など大規模な災害が発生した場合、財団の専務理事は、職員の安否を確認する。専務理事の業務遂行が困難な場合は、次に定める職務代行順位のうち、最も上位の対応可能者がこれに当たるものとする。

[1] 事務局長

レベルロ (総務の)

レベルロ (総務の)

- [2] 多文化共生グループリーダー
- [3] 多言語支援グループリーダー
- [4] 地域日本語教育推進グループリーダー
- [5] 学術・文化交流グループリーダ-

# 財団の副センター長の決定

レベルロ (情報の)

レベルコ (情報5)

センターの設置が決定した場合、財団の副センター長を決定する。財団の副センター長は、財団の専務理事がこれに当たるが、専務理事の業務遂行が困難な場合は、①の[1]~[5]のうち、最も上位の対応可能者がこれに当たるものとする。

## ③ 国際課との情報共有

①~②の情報について、国際課と情報共有する。

レベルロ(相談の)

レベルロ (相談の)

N

	センター	- の設置	<b>ランター</b>	センター
(2)	センタ	一の運営方針	の設置	の設置
H	国際課 財団			
$\Theta$	センター長、副	副センター長の役割	<u> </u>	-
	センター長は、	センター運営の総括に当たる。	バミ	ィベニ
	$^{\prime}$	国際課	<b>;</b> н(	;) 
	財団の副センタ	ター長は、財団業務の総括に当たる。	総称·	<b>熊崧</b> ·
<b>(2)</b>	運営レベルの決定	决定	情報(	情報
	国際課と財団で協議し、	で協議し、センターの運営レベルを決定する。	IJ)	(D)
	運営レベルは、	県内の被災状況に応じて、次の2つに分類する。		
	[   バシユ]		ンド	ンぐ
	設置基準	県の第1次本部体制がとられる場合(例:県内震度5強以上、県内に 大規模な風水害)		⇒ ⊨ (
	設置グループ	総務・情報グループ (1グループのみ)	《総数	(総数
	業務内容	やさしい日本語及び多言語による情報提供	(D)	(D,
	[ニベジフ]			
	設置基準	県の第2次本部体制がとられる場合(例:県内震度6弱以上、県内全域に大規模な風水害)	フベラ	フベラ
	設置グループ	総務グループ、情報グループ、相談グループ (3グループ)	; <b>=</b> (;	<b>;</b>   (
	業務內容	やさしい日本語及び多言語による情報提供、行政窓口等への通訳及び 外国人住民からの相談への対応、記者発表	情報ら	情報ら
· (c	インター問記記	開對陸間の法定	) _	) _
•	11日間に 11日間 11日日 11日日 11日日 11日日 11日日 11日日	<b>阿内シバル</b> 時~19時を開設時間とする。ただし、発災直後等の緊急の対応を	バギ	バミ
101.1	る場合や、	が落ち着	<b>□</b> (	<b>=</b> (
	じてセンター長と	と副センター長が協議し、開設時間を決定する。	用談ら	用談ら
4	人員配置		i)	i)

センター長は、国際課の副センター長及び各グループリーダーが出席する連絡 会議を開催し、情報共有に努める。連絡会議は9時、13時、16時、業務終了時を

① 連絡会議の開催

国際課

(3) 情報共有、報道対応等

センターの設置

連絡会議開催に係る事務は、国際課総務グループ(レベルーの場合は、国際課

総務・情報グループ)が行う。

目安に開催する。

マスコミ・大使館対応

センター長は、マスコミの取材や大使館からの問合せ等に対応する。 取材を受けた際は、「取材対応結果報告書(様式2)」に記録する。 財団の副センター長は、各グループリーダーが出席する連絡会議を必要に応じ

① 連絡会議の開催

て1日1回以上開催し、情報の共有に努める。

財団の副センター長は、 マスコミの取材や大使館からの問合せ等に対応する。

マスコミ・大使館対応

取材を受けた際は、「取材対応結果報告書(様式2)」に記録する。

国際課と財団は、随時情報共有を行い、センターが円滑に運営されるように

① 国際課と財団間の情報共有

努めるものとする。

センターの閉所

センターの関所

人員は「人員配置表及び人員配置基準(別紙2)」に基づき配置する。ただし、

各グループでグループリーダーを決定し、以降はグループリーダーの指示に

従って業務を進める。

က

業務遂行が可能な職員の人数に応じて、適宜決定するものとする。

# (第1次本部体制) 運営レベルーの対応

総務・情報グループを設置し、やさしい日本語及び多言語による情報提供を行う。

# (1) 総務・情報グループ業務

# 国際課



市町村・関係機関

センターの設置

「神奈川県災害多言語支援センター 業務執行体制」を参照。

国際課・財団両者の業務体制及び連絡先を確認する。

0

レベルロ (総務の)

ホームページ等からも情報収集する。収集・記録した情報は、財団に共有する。

被災地域及び被災状況

 $\Theta$ 

地域の救援活動状況

災害対策本部や市町村国際政策担当課など関係機関と連絡を取り合い、以下 の情報を入手し「被災状況確認票(様式6)」に記録する。また、県内市町村

(ウ) 被災状況の把握、情報収集

災害対策本部が県民向けに発信する災害情報の内容や発信予定を把握する。

レベルロ (情報の)

レベルロ(相談の)

① 選別した情報から、優先度の高い順に「日本語原稿(翻訳用原稿)」を

② 「日本語原稿」から、ルビ振り、難しい単語の補足等、いわゆる「やさ

しい日本語」の原稿を作成する。原稿の作成に当たっては、 本語文章作成のための基本方針(別紙4)」を参考とする。

センターの閉所

国際課

運営レベルーの対応 (第1次本部体制)

レベル1(総務・情報G)

(イ) 災害対策本部の動向の確認

レベルロ (総務の)

レベルロ (情報の)

(キ)翻訳原稿受領

(キ)翻訳原稿受領

(ク)ホームページ

(力)翻訳枚頼

(力)翻訳核頼

レベルロ(相談の)

レベルI(総務・情報G)

(才) 日本語原稿作成

センターの閉所

収集した情報から、「情報の取捨選択について(別紙3)」に基づき外国人

(エ) 情報の選別と多言語化の要否の判断

住民に必要な情報を選別し、多言語化する情報を決定する。

(才)日本語原稿作成

(才)日本語原稿作成

日本語による発信

②を国際課ホームページに掲載するとともに、財団に送付し、財団ホーム

ページ等による情報発信を依頼する。

「やさしい日

イ 国際課 総務・情報グループの業務

(ア) センター運営体制の整備 執務環境を整備する。

(ア)運営体制の整備

(ア)運営体制の整備

(イ)翻訳者の確保

(ウ)被災状況等情報 収集 [県情報以外]

1

(イ)(ウ)被災状況等 情報収集 [県情報等]

1

[災害対策本部] 基本情報、知事メッ セージ等の発信

(エ)情報の選別

(エ)情報の選別

センターの設置

交通機関、医療機関)

ライフラインの状況(電気、通信、水道、ガス、

その他必要な情報

各地域の避難状況及び避難所設置状況

(10) (2)

4

(ク)メール配信、 ホームページ掲載等

(ケ)外部間合せ対応 (コ)業務日報の作成

(ケ)外部間合セ対応

(コ)業務日報の作成 (ナ)情報共有

(サ)情報共有 (シ)業務終了

(ツ)業務終了

Ŋ

ဖ

# 運営レベルーの対応(第1次本部体制)

### 国際課

### (カ) 翻訳依頼

- ① 国際課職員に翻訳を依頼(英語のみ)する。また、必要に応じて「翻訳委 託事業者(別紙5)」に翻訳を依頼する。
- 「翻訳依頼票(様式5)」を使用する。 ② 依頼に当たっては、
- ③ 翻訳原稿は原則としてワードで作成し、メール等による納品を依頼する。
- ※ タイ語、ラオス語、カンボジア語は文字化けの可能性があるため、PDF
- ベトナム語は文字化けしないフォント(Arial)での納品を依頼する。

データによる納品も依頼する。

(木 哲 生	2名题	米郊	無事
14X49.7C	翻訳	運引	用ん
国際課職員	0	ı	・交流グループに翻訳を依頼する。(英語)
翻訳委託事業 者(別紙5)	0	ı	・被災状況に応じて、東北地方以北、中部地方以西の いずれかの事業者に翻訳を依頼する。

- ※ (a)の言語を優先して翻訳依頼する。必要に応じて、(b)についても翻訳する。
- (a) 優先的に対応 (7言語)

韓国・朝鮮語、スペイン語、 中国語 (繁体字) ポルトガル語、ベトナム語 英語、中国語 (簡体字)

(b) 必要に応じて対応 (4 言語)

タガログ語、タイ語、ラオス語、

### (キ) 翻訳原稿受領

各依頼先から納品された翻訳原稿を確認する。

### (ク) ホームページ掲載

- ① 翻訳原稿を国際課ホームページの災害時・緊急時外国人住民支援ページに
- ② 翻訳原稿を財団に送付し、財団ホームページ等による情報発信を依頼する。
  - 発信順に翻訳原稿を整理し、所属サーバに保管する。 (m)

センターの設置

センターの設置

運営レベルーの対応 (第1次本部体制)

国際課

(ケ) 外部からの間合せ対応

センター長・副センター長が対応できない場合や、軽易な問合せについては、

取材を受けた際は、「取材対応結果報告書(様式2)」に記録する。

総務・情報グループリーダーを中心に対応する。

### レベルI(総務・情報G)

レベルェ(総務・情報G)

(コ) 業務日報の作成

\*

1日の業務終了時に、「業務日報(様式1)」に活動結果を記録する。 円滑に記録できるよう、随時、時系列の対応メモを作成しておく。

### レベルロ (総務の)

レベルコ (総務G)

⊠ %

(ツ) 業務終了

「業務日報 (様式1)」を財団総務・情報グループに送付し、情報共有を

(サ) 財団との情報共有

### レベルロ (情報の)

レベルコ (情報の)

※ センターの設置が複数日に及ぶ場合は、必要に応じて、(イ)から(サ)の業務を

繰り返し実施する。

### レベルロ (相談の)

レベルロ (相談の)

センターの閉所

センターの閉所

ω

# 運営レベルーの対応(第1次本部体制) 2

# ウ 財団 総務・情報グループの業務

# (ア) センター運営体制の整備

- 執務環境を整備する。
- ② 財団・国際課両者の業務体制及び連絡先を確認する。

外国人コミュニティ、国際交流協会、国際交流関係施設等と連絡を取り合い、

(ウ) 被災状況の把握、情報収集

運営レベルーの対応(第1次本部体制)

センターの設置

センターの設置

「被災状況確認票(様式6)」に記録する。収集・記録した情報は、国際課に

災害多言語支援センターが開設したことを伝えた上で、以下の情報を入手し、

「神奈川県災害多言語支援センター 業務執行体制」を参照。 \*

### イ) 翻訳者の確保

- (表は優先度の高い順) ① 次の依頼先に連絡し、翻訳者を確保する。
- ② 一部の協力者を除き、基本的には在宅で支援に当たることを伝える。
- ③ 確保した協力者の情報は、「翻訳協力者、通訳者の取りまとめ一覧表(様 式3)」に記録する。
- ④ ③に記載の協力者に対して、必要に応じて翻訳を要請する。

	依頼	依頼業務	
依頼先	翻訳	通訳(参考)	<b>二</b>
多言語支援センターかながわ 言語スタッフ	0	0	・多言語支援センターの対応言語
「INFO KANAGAWA」翻訳者	0	0	· 「INFO KANAGAWA」配信言語
関東地域国際化協会連絡協議 会参加団体(K)	0	0	・関東地域国際化協会連絡協議会で 相互協力の協定を締結
地域国際化協会連絡協議会参 加団体(L)	0	0	<ul><li>・地域国際化協会連絡協議会で広域 連携の協定を締結</li></ul>
災害時通沢・翻訳ボランティア	◁	0	<ul><li>・一定の翻訳品質を担保するため、 他の翻訳要員の確保を優先する。</li></ul>

- ※ (a)の翻訳者を優先して確保する。必要に応じて、(b)も確保する。
- (a) 優先的に対応 (7言語)

ポルトガル語 中国語 (繁体字) ベトナム語、タガログ語 英語、中国語(簡体字)

- (b) 必要に応じて対応 (6言語)
- 韓国・朝鮮語、タイ語、ラオス語、カンボジア語、ネパール語、インドネシア語
- ただし、クレアが被災するなど対応が難しい場合は、幹事協会又は副幹事協 会に連絡し、対応を協議する。(K)、(L)の協定内容は別紙6及び別紙7を参照。 ※ (K)及び(L)の依頼は、自治体国際化協会(クレア)経由で行う。
- ※ 上記以外に確保状況に応じて、東京外国語大学やNPO法人多文化共生マ ネージャー連絡協議会等に依頼する。

### レベルI(総務・情報G) レベルロ (総務の)

ライフラインの状況(電気、通信、水道、ガス、交通機関、医療機関)

各地域の避難状況及び避難所設置状況

① 被災地域及び被災状況 地域の救援活動状況

0 (10) 4

共有する。

レベルエ(総務・情報G)

レベルロ (総務の)

(エ)情報の選別と多言語化の要否の判断

その他必要な情報

収集した情報から、「情報の取捨選択について(別紙3)」に基づき外国人

住民に必要な情報を選別し、多言語化する情報を決定する。

レベルロ (情報の)

レベルロ (情報の)

作成する。

① 選別した情報から、優先度の高い順に「日本語原稿(翻訳用原稿)」を

(才) 日本語原稿作成

② 「日本語原稿」から、ルビ振り、難しい単語の補足等、いわゆる「やさ

しい日本語」の原稿を作成する。

(m)

②及び国際課から受領した情報について、財団ホームページ等に掲載する。

レベルロ (相談の)

レベルロ(相談の)

(力) 翻訳依頼

① (イ)で確保した翻訳者に(オ)①の原稿を送付し、翻訳を依頼する。

センターの閉所

センターの閉所

# ベトナム語は文字化けしないフォント(Arial)での納品を依頼する。

10

※ タイ語、ラオス語、カンボジア語、ネパール語は文字化けの可能性がある

ため、PDFデータによる納品も依頼する。

③ 翻訳原稿は原則としてワードで作成し、メール等による納品を依頼する。

依頼に当たっては、「翻訳依頼票(様式5)」を使用する。

(2)

※ 必ず電話で相手に対して受取の確認をすること。

# 2 運営レベル | の対応 (第1次本部体制)

センターの設置

### 財団

### (キ) 翻訳原稿受領

- ① 各依頼先から納品された翻訳原稿を確認する。
- ② 国際課で翻訳した情報について、財団に情報発信の依頼があった場合は、 原稿を受領する。

# (ク) メール配信、ホームページ掲載等

レベルエ(総務・情報G)

- ① INFO KANAGAWA、財団ホームページ、フェイスブック、ツイッターで(キ)の情報を配信する。
- ※ SNSでは伝わりやすさを重視すべきであり、ツイッターでは文字数制限もあることから、フェイスブックやツイッターは要点を絞った配信内容とする。
- 発信順に翻訳原稿を整理し、共用サーバ等に保管する。

## (ケ) 外部からの間合せ対応

副センター長が対応できない場合や、軽易な問合せについては、総務・情報 ゲループリーダーを中心に対応する。

レベルロ (総務の)

取材を受けた際は、「取材対応結果報告書(様式2)」に記録する。

### (コ) 業務日報の作成

1日の業務終了時に、「業務日報(様式1)」に活動結果を記録する。

レベルロ (情報の)

※ 円滑に記録できるよう、随時、時系列の対応メモを作成しておく。

### (サ) 国際課との情報共有

「業務日報 (様式1)」を国際課総務・情報グループに送付し、情報共有を 図る。

レベルロ(相談の)

### (シ) 業務終了

※ センターの設置が複数日に及ぶ場合は、必要に応じて、(ウ)から(サ)の業務を繰り返し実施する。

センターの閉所

Ξ

総務グループ、情報グループ、相談グループの3グループを設置し、やさしい日本語及び多言語による情報提供や相談対応等を行う。 市町村・関係機関 --- 周細 (第2次本部体制) (ウ)センター設置の 周知 収集 [県情報以外] ※初動時は情報グループ。 (イ)まで終わり次第交替 (才)外部間合在対応 (カ)業務日報の作成 (ア)運営体制の整備 (エ)被災狀況等情報 (イ)翻訳者・通訳者 の確保 情報提供 【相談グループ】 財団 災害多言語支援センターの設置 【情報グループ、相談グループ】 ★ 連 (キ)情報共有 (ク)業務終了 に情報共有 大規模災害の発生 相談窓口開設準備 運営レベルⅡの対応 災害対策本部 国際情報班の設置 (カ)外部間合せ対応 (イ)センター設置の 記者発表・周知 (ア)運営体制の整備 |情報収集 [県情報等] ※初動時は情報グループ。 (ウ)まで終わり次第交替 をグ (キ)業務日報の作成 ※多言語のテンプレー トは事前に用意 (エ)(オ)被災状況等 (ウ)窓口との連携 国際課 (ク)情報共有 (ケ)業務終了 (1) 総務グループ業務 个 1 1 社社 基本情報、知事メッ セージ等の発信 日本語による発信 災害対策本部 の設置 業務フロー (ウ)・臨時 苗 淡窓口 [災害対策本部] 県機関 ・ボラティアセクチ 周知 国際課 ന レベルロ (総務の) センターの設置 レベルー(総務・情報の) レベルロ (情報の) レベルロ (相談の) センターの閉所

# 3 運営レベル || の対応 (第2次本部体制)

### 国際課

# イ 国際課 総務グループの業務

# (ア)センター運営体制の整備

- 職員の参集状況に応じた業務シフトを作成する。

 $\bigcirc$ 

- ③ 国際課・財団両者の業務体制及び連絡先を確認する。
- ( 「神奈川県災害多言語支援センター 業務執行体制」を参照。

# (イ) 災害多言語支援センター設置の記者発表及び周知

- ① センターの開設時間、相談窓口の開設時間、言語等が決まった段階で、 (様式4)を用いて記者発表を行い、国際課ホームページに掲載する。
- ② ①の記者発表内容について、情報グループに多言語版の作成を依頼する
  - ③ 財団にメールで(様式4)を送付する。
- ④ 関係機関にメール等で(様式4)を送付し、センターの設置を周知する。
- ※ (様式4)について、記者発表には日本語版のみを使用し、多言語版は 作成次第、国際課ホームページへの掲載や関係機関への送付等に使用する。

## (ウ) 各相談窓口等との連携

- ① 各所属が設置する臨時相談窓口(情報公開広聴課、かながわ県民センター、川崎県民センター、各地域県政総合センター)に(様式4)を送付し、通訳対応可能である旨を周知する。併せて、国際課ホームページに多言語化した災害情報を掲載することを伝達する。
- ② 県災害救援ボランティア支援センター(かながわ県民活動サポートセンター)に(様式4)を送付し、通訳対応可能である旨を周知する。併せて、国際課ホームページに多言語化した災害情報を掲載することを伝達する。
   ※ 臨時相談窓口等の開設状況は、別途相談グループにおいて把握する。

# (エ) 災害対策本部の動向の確認

災害対策本部が県民向けに発信する災害情報の内容や発信予定を把握する。

# 3 運営レベル || の対応 (第2次本部体制)

### 国際課

センターの設置

センターの設置

# (オ) 被災状況の把握、情報収集

災害対策本部や市町村国際政策担当課など関係機関と連絡を取り合い、以下の情報を入手し「被災状況確認票(様式6)」に記録する。また、県内市町村ホームページ等からも情報収集する。収集・記録した情報は、財団に共有する。

- ① 被災地域及び被災状況
- 地域の救援活動状況

⊗ ∞

レベルー(総務・情報の)

レベルI(総務・情報G)

- 各地域の避難状況及び避難所設置状況
- ④ ライフラインの状況(電気、通信、水道、ガス、交通機関、医療機関)
- その他必要な情報

(2)

※ 本業務は情報グループが先行して行っているため、調整しながら進める。

## (カ) 外部からの間合せ対応

レベルロ (総務の)

レベルロ (総務の)

センター長・副センター長が対応できない場合や、軽易な問合せについては、総務グループリーダーを中心に対応する。

取材を受けた際は、「取材対応結果報告書(様式2)」に記録する。

### (キ) 業務日報の作成

1日の業務終了時に、「業務日報(様式1)」に活動結果を記録する。 ※ 円滑に記録できるよう、随時、時系列の対応メモを作成しておく。

### (ク) 財団との情報共有

レベルロ (情報の)

レベルコ (情報の)

情報グループ及び相談グループの「業務日報(様式1)」を取りまとめた上で、財団総務グループに送付し、情報共有を図る。

### }

(ケ) 業務終了

レベルロ (相談の)

レベルロ(相談の)

※ センターの設置が複数日に及ぶ場合は、必要に応じて、(エ)から(ク)の業務を繰り返し実施する。

13

7

センターの閉所

センターの閉所

# 運営レベル=の対応(第2次本部体制) 3

# ウ 財団 総務グループの業務

# (ア) センター運営体制の整備

- 執務環境を整備する。
- 財団・国際課両者の業務体制及び連絡先を確認する。 (2)
- 業務執行体制」を参照。 「神奈川県災害多言語支援センター \*

## (イ) 翻訳者・通訳者の確保

- ① 次の依頼先に連絡し、翻訳者・通訳者を確保する。 (表は優先度の高い順。 多言語支援センターかながわの言語スタッフは相談グループで確保する)
- 一部の協力者を除き、基本的には在宅で支援に当たることを伝える。 0
- (様 「翻訳協力者、通訳者の取りまとめ一覧表 ③ 確保した協力者の情報は、 式3)」に記録する。
- ④ 相談グループ及び情報グループに協力者の確保状況を随時共有する。
- ③に記載の協力者に対して、必要に応じて翻訳・通訳を要請する。 (D)

l
翻訳

- ※ (a)の翻訳者・通訳者を優先して確保する。必要に応じて、(b)も確保する。
  - (a) 優先的に対応 (7 言語)

英語、中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語

(b) 必要に応じて対応 ( 6 言語)

韓国・朝鮮語、タイ語、ラオス語、カンボジア語、ネパール語、インドネシア語

(K)及び(L)の依頼は、自治体国際化協会(クレア)経由で行う。

ただし、クレアが被災するなど対応が難しい場合は、幹事協会又は副幹事協 会に連絡し、対応を協議する。(K)、(L)の協定内容は別紙6及び別紙7を参照。

※ 上記以外に確保状況に応じて、東京外国語大学やNPO法人多文化共生マ ナーンシー ネージャー連絡協議会等に依頼する。 **15** 

### センターの閉所

センターの閉所

運営レベルⅡの対応(第2次本部体制)

国際課の記者発表内容を受けた際は、財団職員全員に周知する。

 $\Theta$ 

(ウ) 災害多言語支援センター設置の周知

①の記者発表内容について、関係団体にメール等で周知する。

### センターの設置

センターの設置

### レベルー(総務・情報の)

レベルー(総務・情報の)

外国人コミュニティ、国際交流協会、国際交流関係施設等と連絡を取り合い、

(エ) 被災状況の把握、情報収集 (翻訳者確保作業後)

「被災状況確認票(様式6)」に記録する。収集・記録した情報は、財団各グ

ループ及び国際課に共有する。

被災地域及び被災状況

地域の救援活動状況

災害多言語支援センターが開設したことを伝えた上で、以下の情報を入手し、

### レベルロ (総務の)

レベルロ (総務の)

### レベルロ (情報の)

レベルロ (情報の)

プリーダーを中心に対応する。

(オ) 外部からの間合せ対応

副センター長が対応できない場合や、軽易な問合せについては、総務グルー

取材を受けた際は、「取材対応結果報告書(様式2)」に記録す

本業務は情報グループが先行して行っているため、調整しながら進める。

その他必要な情報

ライフラインの状況(電気、通信、水道、ガス、交通機関、医療機関)

各地域の避難状況及び避難所設置状況

(m) <a>⊘</a>

4 (2)

### レベルロ (相談の)

レベルロ (相談の)

(キ) 国際課との情報共有

情報グループ及び相談グループの「業務日報(様式1)」を取りまとめた

上で、国際課総務グループに送付し、情報共有を図る。

「業務日報(様式1)」に活動結果を記録する。

1日の業務終了時に、

(カ) 業務日報の作成

円滑に記録できるよう、随時、時系列の対応メモを作成しておく。

(ク) 業務終了

### 16

繰り返し実施する。

※ センターの設置が複数日に及ぶ場合は、必要に応じて、(エ)から(キ)の業務を

### レベルロ (相談の) レベルロ (総務の) レベルロ (情報の) センターの設置 レベルー(総務・情報の) センターの閉所 レベルロ (情報の) センターの設置 レベルー(総務・情報の) レベルロ (総務の) レベルロ(相談の) センターの閉所 市町村・関係機関 --> 周知 --- 画知 --> 画相 --> 周知 (第2次本部体制) (ア)被災状況等情報 収集 [県情報以外] ※初動時のみ ホームページ掲載等 (イ)支援ツール等の 情報提供 (工)日本語原稿作成 (ク)業務日報の作成 (力)翻訳原稿受領 (キ)メール配信、 (ウ)情報の選別 对回 災害多言語支援センターの設置 連絡 (才)翻訳依頼 (ケ)業務終了 大規模災害の発生 運営レベルⅡの対応 災害対策本部 国際情報班の設置 (ア)(イ)被災状況等 情報収集 [県情報等] ※初動時のみ (ウ)支援ツール等の 情報提供 (才)日本語原稿作成 (ケ)業務日報の作成 (キ)翻訳原稿受領 (ク)ホームページ 掲載 国際課 (エ)情報の選別 (カ)翻訳依頼 (□)業務終了 (2) 情報グループ業務 1 【災害対策本部】 基本情報、知事メッ セージ等の発信 業務フロー 日本語による発信 災害対策本部 の設置 県機関 国際課 ٦

739

# 運営レベルⅡの対応(第2次本部体制)

### 国際課

# イ 国際課 情報グループの業務

# (ア) 災害対策本部の動向の確認 (初動時のみ)

災害対策本部が県民向けに発信する災害情報の内容や発信予定を把握する。

# (イ) 被災状況の把握、情報収集(初動時のみ)

ホームページ等からも情報収集する。収集・記録した情報は、財団に共有する。 災害対策本部や市町村国際政策担当課など関係機関と連絡を取り合い、以下 の情報を入手し「被災状況確認票(様式6)」に記録する。また、県内市町村

- 被災地域及び被災状況  $\Theta$
- 地域の救援活動状況

 $\bigcirc$ 

- 各地域の避難状況及び避難所設置状況 (m)
- ライフラインの状況(電気、通信、水道、ガス、交通機関、医療機関) 4
- その他必要な情報
- (ア)及び(イ)の業務は総務グループに移管する。 業務が落ち着き次第、

## (ウ) 市町村への情報提供

災害時の翻訳支援ツール等について、メール等で市町村に情報提供する。

# (エ)情報の選別と多言語化の要否の判断

収集した情報から、「情報の取捨選択について(別紙3)」に基づき外国人 住民に必要な情報を選別し、多言語化する情報を決定す

# ① 選別した情報から、優先度の高い順に「日本語原稿(翻訳用原稿)」を (才) 日本語原稿作成

- 「日本語原稿」から、ルビ振り、難しい単語の補足等、いわゆる「やさ しい日本語」の原稿を作成する。原稿の作成に当たっては、 本語文章作成のための基本方針 (別紙4) 」を参考とする 作成する。 0
- ②を国際課ホームページに掲載するとともに、財団に送付し、財団ホーム ページ等による情報発信を依頼する。 (m)

### (カ) 翻訳依頼

また、必要に応じて「翻訳委 国際課職員に翻訳を依頼(英語のみ)する。 託事業者(別紙5)」に翻訳を依頼する。  $\Theta$ 

# 運営レベル=の対応(第2次本部体制) 3

センターの設置

### 国際課

- ② 依頼に当たっては、「翻訳依頼票(様式5)」を使用する。
- ③ 翻訳原稿は原則としてワードで作成し、メール等による納品を依頼する。
- タイ語、ラオス語、カンボジア語は文字化けの可能性があるため、PDF データによる納品も依頼する。 **\***

ベトナム語は文字化けしないフォント(Arial)での納品を依頼する。

#			<b> </b>
DYAR JU	翻訳	通訊	<b>三</b> 允
国際課職員	0	I	・交流グループに翻訳を依頼する。(英語)
翻訳委託事業 者(別紙5)	0	ı	・被災状況に応じて、東北地方以北、中部地方以西の いずれかの事業者に翻訳を依頼する。

- ※ (a)の言語を優先して翻訳依頼する。必要に応じて、(b)についても翻訳する。
- (a) 優先的に対応 (7 言語)

中国語(繁体字)、韓国・朝鮮語、スペイン語、 ポルトガル語、ベトナム語 英語、中国語(簡体字)

必要に応じて対応 (4言語) 9

カンボジア語 タガログ語、タイ語、ラオス語、

### (キ) 翻訳原稿受領

各依頼先から納品された翻訳原稿を確認する。

### (ク) ホームページ掲載

- ① 翻訳原稿を国際課ホームページの災害時・緊急時外国人住民支援ページに 掲載する。
- ② 翻訳原稿を財団情報グループに送付し、財団ホームページ等による情報 発信を依頼する。
- ③ 発信順に翻訳原稿を整理し、所属サーバに保管する。

### (ケ) 業務日報の作成

「業務日報(様式1)」に活動結果を記録する。 1日の業務終了時に、

円滑に記録できるよう、随時、時系列の対応メモを作成しておく。 \*

(□) 業務終了

※ センターの設置が複数日に及ぶ場合は、必要に応じて、(エ)から(ケ)の業務を 繰り返し実施する。

9

レベルロ (総務の) レベルロ (情報の) レベルー(総務・情報の)

① 総務グループから国際課の記者発表資料を受領し、財団ホームページ等で

周知する。(日本語を優先的に掲載)

業務が落ち着き次第、本業務は総務グループに移管する。

### ウ 財団 情報グループの業務 ന センターの設置

外国人コミュニティ、国際交流協会、国際交流関係施設等と連絡を取り合い、

(ア)被災状況の把握、情報収集(初動時のみ)

運営レベルⅡの対応(第2次本部体制)

災害多言語支援センターが開設したことを伝えた上で、以下の情報を入手し、

「被災状況確認票(様式6)」に記録する。収集・記録した情報は、財団各グ

ループ及び国際課に共有する。

レベルー(総務・情報の)

被災地域及び被災状況

地域の救援活動状況

(N)

ガス、交通機関、医療機関)

ライフラインの状況(電気、通信、水道、

その他必要な情報

(D)

各地域の避難状況及び避難所設置状況

(m) 4

レベルロ (総務の)

(イ) 関係機関への情報提供

レベルロ (情報の)

③ 電話等で、災害多言語支援センターが開設したことを伝え、情報の収集や

収集した情報から、「情報の取捨選択について(別紙3)」に基づき外国人

(ウ) 情報の選別と多言語化の要否の判断

ニーズに沿う情報の提供に努める。

情報を掲載・周知する。

住民に必要な情報を選択し、多言語化する情報を決定す

災害時の多言語支援情報サイト、SNS等で、災害時の翻訳支援ツール等の

### レベルロ (相談の)

レベルロ(相談の)

(工) 日本語原稿作成

作成する。

① 選別した情報から、優先度の高い順に「日本語原稿(翻訳用原稿)

センターの閉所

センターの閉所

②及び国際課から受領した情報について、財団ホームページ等に掲載する。

# ② 「日本語原稿」から、ルビ振り、難しい単語の補足等、いわゆる「やさ

しい日本語」の原稿を作成する。

# センターの設置 運営レベルⅡの対応(第2次本部体制) 3

### (才) 翻訳依頼

- ① 総務グループで確保した翻訳者に(エ)①の原稿を送付し、翻訳を依頼する。
- 必ず電話で相手に対して受取の確認をすること。
- 依頼に当たっては、「翻訳依頼票(様式5)」を使用する。 0
- タイ語、ラオス語、カンボジア語、ネパール語は文字化けの可能性がある ③ 翻訳原稿は原則としてワードで作成し、メール等による納品を依頼する。
- ベトナム語は文字化けしないフォント(Arial)での納品を依頼する。 ため、PDFデータによる納品も依頼する。

レベルI(総務・情報G)

### (力) 翻訳原稿受領

- ① 各依頼先から納品された翻訳原稿を確認する。
- 国際課で翻訳した情報について、財団に情報発信の依頼があった場合は、 原稿を受領する。 (3)

レベルロ (総務の)

# (キ) メール配信・ホームペーン掲載等

- ① INFO KANAGAWA、財団ホームページ、フェイスブック、ツイッターで (カ)の情報を配信する。
- あることから、フェイスブックやツイッターは要点を絞った配信内容とする。 ※ SNSでは伝わりやすさを重視すべきであり、ツイッターでは文字数制限も

レベルロ (情報の)

② 発信順に翻訳原稿を整理し、共用サーバ等に保管する。

### (ク) 業務日報の作成

「業務日報(様式1)」に活動結果を記録する。 円滑に記録できるよう、随時、時系列の対応メモを作成しておく。 1日の業務終了時に、 Ж

レベルロ (相談の)

### (ケ) 業務終了

※ センターの設置が複数日に及ぶ場合は、必要に応じて、(ウ)から(ク)の業務を 繰り返し実施する。

市町村・関係機関 (第2次本部体制) 通訳者の確保 【総務グループ】 (キ)業務日報の作成 (ア)通訳・相談環境 の整備 (イ)財団相談窓口への職員派遣に関する調整 界団 災害多言語支援センターの設置 (エ)通訳者、相談員配置のコーディネート 【総務グループ→相談グループ】 (力)業務報告 外価総 (ク)業務終了 大規模災害の発生 相談窓口対応 22 運営レベルⅡの対応 (ウ)通訳・相談言語の決定 災害対策本部 国際情報班の設置 (キ)業務日報の作成 (ア)相談窓口等の 開設状況の把握 (カ)報告内容を 国際課内で共有 国際課 (才)通訳支援、 (ク)業務終了 相談グループ業務  $\overline{\psi}$ 業務フロー 災害対策本部 の設置 ・ 臨時相談窓□・ボラティセク・ 県機関 国際課 3 ٦ レベルロ (総務の) レベルロ (情報の) レベルロ (相談の) センターの閉所 センターの設置 レベルー(総務・情報の)

21

センターの閉所

センタ	6#	医胃
3 運営レベル   の対応 (第2次本部体制)	<b>無数</b> 国	イ 国際課 相談グループの業務

### 国際課

# イ 国際課 相談グループの業務

# (ア) 相談窓口等の開設状況の把握

- ① 各所属が設置する臨時相談窓口(情報公開広聴課、かながわ県民センター、 川崎県民センター、各地域県政総合センター)の開設状況を確認し、「臨時 相談窓口開設状況(様式7)に記録する,
- ② 県災害救援ボランティア支援センター(かながわ県民活動サポートセン ター)の開設状況を把握する。

# (イ) 財団相談窓口への職員派遣に関する調整

- ① 財団相談グループと相互に職員参集状況等を確認する。
- 派遣に際しては、国際課相談グループの職員のうち最低1名を国際課に残し、 国際課の状況を確認した上で、財団事務所に派遣する職員を決定する。 国際課と財団の連絡調整業務に従事させる。 (S)
- ③ 財団に派遣された職員は、財団副センター長の指揮の下、財団相談グル-プのメンバーとして相談窓口の運営に携わる。

# (ウ)~(オ) 次ページ「ウ 財団 相談グループの業務」に記載

### (カ) 定期報告

財団から通訳・相談の件数、内容等の報告を受け、国際課内で共有する。

### (キ) 業務日報の作成

「業務日報(様式1)」に活動結果を記録する。 円滑に記録できるよう、随時、時系列の対応メモを作成しておく。 1日の業務終了時に、

### (ク) 業務終了

※ センターの設置が複数日に及ぶ場合は、必要に応じて、(オ)から(キ)の業務を 繰り返し実施する。

### ന センターの設置

# 運営レベルⅡの対応(第2次本部体制)

# ウ 財団 相談グループの業務

## (ア) 通訳・相談環境の整備

- ① 財団事務所内の通信環境を整備するとともに、スタッフの状況に応じて 在宅勤務の環境整備も行う。
- 携帯電話会社等と調整 ② 携帯電話の追加の確保が必要と判断した場合は、
- ③ 「問合せ対応報告(様式8)」を用意する。

レベルー(総務・情報の)

レベルI(総務・情報G)

- 多言語支援センターかながわの言語スタッフに協力を依頼し、スタッフ の確保状況に応じて窓口の開設時間・対応時間等を調整する。調整結果を 総務グループと情報グループに共有する。 4
- 参照し、総務グループに必要な業務等要件を伝え、人材の確保を依頼する。 ⑤ スタッフの追加が必要な場合は、総務グループが作成した協力者一覧を
- ⑥ 公開する電話番号および使用機器(貸与する携帯電話等)の使い方をス タッフ間で共有する。

レベルロ (総務の)

レベルロ (総務の)

# (イ) 財団相談窓口への職員派遣に関する調整

- ① 国際課相談グループと相互に職員参集状況等を確認する。
  - 国際課から応援職員の派遣を受ける。

## (ウ) 通訳・相談言語の決定

レベルロ (情報の)

レベルロ (情報の)

翻訳者、通訳者の確保状況に応じて、通訳・相談の対応言語を決定する。

# (エ) 通訳者、相談員配置のコーディネート

- ① 総務グループが確保した通訳者に協力を依頼する。
- 相談員を配置する。  $\bigcirc$
- 通訳者、相談員が業務を開始する前に、業務内容を説明する。

レベルロ (相談の)

レベルロ (相談の)

① 外国人住民からの電話による問合せに対応する。

(才) 通訳支援、相談窓口対応

- 電話で通訳支援を行う。 各臨時相談窓口から通訳支援の要請があった場合、 (2)
  - 各業務内容を「問合せ対応報告(様式8)」に記録する。

センターの閉所

センターの閉所

23

# 運営レベル=の対応(第2次本部体制) ന

### (カ) 定期報告

通訳・相談の件数、内容等について、国際課に報告する。

「業務日報 (様式1) 」に活動結果を記録する。 1日の業務終了時に、 (キ) 業務日報の作成

円滑に記録できるよう、随時、時系列の対応メモを作成しておく。

レベルュ(総務・情報の)

### (ク) 業務終了

\*

※ センターの設置が複数日に及ぶ場合は、必要に応じて、(オ)から(キ)の業務を 繰り返し実施する。

# センターの閉所

センターの設置

外国人住民への応急的支援が概ね完了したと判断されるとき、センターを閉所する。

## (1) センターの閉所

センター長は、災害発生後における外国人住民に対する応急的支援が概ね完了したと 判断されるとき、財団の副センター長と協議した上で、センターを閉所する。

### 閉所の判断に当たっては、神奈川県災害対策本部の活動状況等を参考にするものとする。 国際課 レベルロ (総務G) レベルロ (相談の) センターの閉所 センターの設置 レベルコ(総務・情報G) レベルロ (情報の)

レベルコ (情報の)

ンベルコ (総務G)

レベルロ (相談の)

センターの関所

### (別紙1)

# 神奈川県災害多言語支援センターの設置・運営に係る協定書

令和5年4月1日 平成24年3月12日 平成26年3月26日 平成28年9月30日 一部変更 一部変更 一部変更 批

下「災害時」という。)において、言葉の壁がある外国人住民への被害を軽 神奈川県(以下「甲」という。)と公益財団法人かながわ国際交流財団 (以下「乙」という。) は、神奈川県災害対策本部が設置される災害時(以 減するために設置・運営する神奈川県災害多言語支援センター (以下「センタ - 」という。) に関し、次のとおり協定を締結する。

援の取組を行うため、センターの設置・運営、並びに、甲及び乙の果たす役 第1条 この協定は、神奈川県地域防災計画に基づき、災害時に外国人住民支 割について、必要な事項を定めるものとする。

(センターの設置)

第2条 甲乙は、前条の目的を達成するため、相互に連携・協力し、センター の設置・運営に関し必要な業務を実施するものとする。

(センターの役割)

第3条 センターの役割は、以下のとおりとする。

(1) やさしい日本語及び多言語による情報提供

(2) 行政窓口等への通訳及び外国人住民からの相談対応

2 役割は前項のほか、被害の状況により甲乙で協議し、追加・変更すること

(センターの設置場所)

第4条 センターは甲乙事務所内に設置することとする。ただし、前条第1項 (2) の役割については、この事務所内(横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター13階多言語支援センターかながわ内)に設置する。 2 災害被害により乙の事務所内において、前条の役割を果たすことが困難で ある場合は、甲の事務所内(横浜市中区日本大通1)にセンターを設置する。

3 甲は、甲及び乙の事務所がり災し、センターを設置することが困難な場合 は、これに代わる場所を確保するものとする。

(センターの運営)

第5条 センターの運営は甲乙協働で行う。

2 甲乙は、必要に応じて、県内外の自治体・団体と連携して、センターの運

(県内外への応援要請)

第6条 前条第2項の業務を行うため、甲乙は、次に掲げる事項を明らかにし て、県内外団体へ応援を要請する。

(1) 被災地域の外国人住民に係る情報

(2) 応援の具体的な内容

(3) 応援を希望する期間

(4) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 甲乙は、センター運営に係る支援を受け入れる際は、その受け入れと円 滑な活動の支援に努める。

(センター運営に係る甲及び乙の役割)

第7条 第3条に規定する事項に係る甲及び乙の役割は、別表のとおりとする。 (経費負担)

第8条 第5条の取組によって生じた通信費等の事務経費は、甲乙それぞれで 負担する。なお、「多言語支援センターかながわ運営業務委託」の委託料で 負担可能な上限額を超過することが見込まれる場合は、甲乙協議のうえ、対 応について決定するものとする。

(共通事項)

が困難な場合、甲乙は第3条における役割を果たすため、相互補完的に活動 第9条 第2条の規定に関わらず、被害の状況により甲乙が協議を行なうこと するものとする。

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義の生じた 事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。 (有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結又は協定の一部変更を行った日が属する 年度の3月31日とする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から解約 の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。 この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を

令和5年4月1日

横浜市中区日本大通1

(甲) 神奈川県知事 黒岩 祐治

三浦郡葉山町上山口1560-39 湘南国際村センター内

公益財団法人かながわ国際交流財団 理事長 北村 明

(第7条関係)

別表

神奈川県災害多言語支援センター運営に係る甲及びこの役割

# (1)やさしい日本語及び多言語による情報提供

_							
72	甲がホームページ等で提供した情報か	ら取捨選択し、携帯電話へのメール配信	サービス等を活用し、外国人住民へ情報	提供を行う。	必要に応じて、公共機関等からの情報	をやさしい日本語及び多言語化し、情報	提供を行う。
₩-	神奈川県災害対策本部から発する情	報をやさしい日本語及び多言語化し、	ホームページ等により情報提供を行	S.			

# (2)行政窓口等への通訳及び外国人住民からの相談対応

<b>±</b>	Ŋ
通訳・翻訳ボランティアと連絡・調整	通訳・相談業務に必要な執務スペース、
を行い、行政窓口等への多言語による	物品の確保を行う。
通訳支援、外国人住民からの相談体制	通訳・相談業務を運営するための人員配
を整備する。	置・情報収集等全体コーディネートを行
	ゔ。

※ なお、(1)(2)に掲げる以外のセンター運営に係る事項については、甲乙協働で行う。

# 神奈川県災害多言語支援センター

(別紙2)

# 人員配置表及び人員配置基準

### 1 神奈川県国際課

(1) レベル I

### ア 人員配置表

### イ 人員配置基準

- ① センター長は、国際課長が務める。国際課長の業務遂行が困難な場合は、人員配置 表に定める職務代行順位のうち、最も上位の対応可能者がこれに当たる。
- ② 副センター長は、国際課副課長が務める。国際課副課長の業務遂行が困難な場合は、 人員配置表に定める職務代行順位のうち、最も上位の対応可能者がこれに当たる。
  - - ④ その他の職員は、総務・情報グループに配置する。

### (2) レベルロ

### ア 人員配置表

災害多言語支援センター人員配置表	配置職員 ()内は配置職員の業務遂行が困難な場合の職務代行順位	[1] 国際課副課長 [2] 同 課長代理(国際企画担当) [3] 同 外国籍県民支援グルーブリーダー [4] 同 調整グルーブリーダー [5] 同 企画グルーブリーダー [6] 同 国際交流・協力グルーブリーダー	[1] 国際課課長代理 (国際企画担当) [2] 同 外国籍県民支援グループリーダー 副課長 [3] 同 調整グループリーダー [4] 同 企画グループリーダー [5] 同 国際交流・協力グループリーダー	業務執行体制に基づいて配置
	役職	センター長	副センター長	総務グループ 情報グループ 相談グループ

### イ 人員配置基準

- ① センター長は、国際課長が務める。国際課長の業務遂行が困難な場合は、人員配置 表に定める職務代行順位のうち、最も上位の対応可能者がこれに当たる。
- ② 副センター長は、国際課副課長が務める。国際課副課長の業務遂行が困難な場合は、 人員配置表に定める職務代行順位のうち、最も上位の対応可能者がこれに当たる。
- ③ 総務グループのリーダーは、外国籍県民支援グループリーダーが務める。
  - ④ 情報グループのリーダーは、企画グループリーダーが務める。
- 相談グループのリーダーは、国際交流・協力グループリーダーが務める。

- 国際交流・協力グループの翻訳担当職員は、情報グループに配置する。 ⑤ 相談グループのリーダーは、国際交流・協力グループリーダーが粉⑥ 国際課の災害担当職員は、総務グループに配置する。⑦ 国際課の災害副担当職員は、組談グループに配置する。⑧ 外国籍県民支援グループの次席職員は、情報グループに配置する。⑨ 国際交流・協力グループの結款担当職員は、情報グループに配置する。
- ③ 及び®を除き、原則、外国籍県民支援グループの職員は総務グループに配置する。④ 原則、調整グループ及び企画グループの職員は情報グループに配置する。
  - - ⑩ 原則、国際交流・協力グループの職員は相談グループに配置する。
- ※ 毎年度初めに、国際課の災害担当職員は、人員配置表及び人員配置基準に基づき、財 団分を含めて業務執行体制を作成する。
- ※ 各グループの人員配置に大きな開きが生まれる場合は、各グループ間で配置する人員 を調整する。

### 2 かながわ国際交流財団

### (1) レベル I

### ア 人員配置表

災害多言語支援センター人員配置表	配置職員 ()内は配置職員の業務遂行が困難な場合の職務代行順位	[1] 事務局長       [2] 多文化共生グループリーダー       専務理事     [3] 多言語支援グループリーダー       [4] 地域日本語教育推進グループリーダー     [5] 学術・文化交流グループリーダー	業務教行体制に基めいて配置
	役職	副センター長	総務・情報グループ

### イ 人員配置基準

- ① 副センター長は、専務理事が務める。専務理事の業務遂行が困難な場合は、人員配 置表に定める職務代行順位のうち、最も上位の対応可能者がこれに当たる。
- ② 総務・情報グループのリーダーは、事務局長が務める。
- ③ その他の職員は、総務・情報グループに配置する。

### (2) レベルロ

### ア 人員配置表

災害多言語支援センター人員配置表	配置職員 ()内は配置職員の業務遂行が困難な場合の職務代行順位	[1] 事務局長 [2] 多文化共生グループリーダー 専務理事 [3] 多言語支援グループリーダー [4] 地域日本語教育権進グループリーダー [5] 学術・文化交流グループリーダー		業務執行体制に基づいて配置	
	役職	副センター辰	総務グループ	情報グループ	相談グループ
		1			

### イ 人員配置基準

- ① 副センター長は、専務理事が務める。専務理事の業務遂行が困難な場合は、人員配 置表に定める職務代行順位のうち、最も上位の対応可能者がこれに当たる。
- ② 総務グループのリーダーは、事務局長が務める。
- ③ 情報グループのリーダーは、多文化共生グループリーダーが務める。
- ④ 相談グループのリーダーは、多言語支援グループ担当主幹が務める。

※ 各グループの人員配置に大きな開きが生まれる場合は、各グループ間で配置する人員 を調整する。

### (別紙3)

### 神奈川県災害多言語支援センター **情報の取捨選択について**

災害多言語支援センターにおいて、翻訳を行う際の情報選択の基準と発信を行う際の基準について、以下のとおり定める。

### 翻訳時の基準

### )重要度

ライフライン、避難所の受入状況、病院の受入状況等の人命に関わる内容や、交通 状況、電話等の通信状況等の生活に関わる内容、また、外国人住民を主対象とする情 報については、重要度が高い情報として、優先的に翻訳する。

### (2) 翻訳作業に掛かる時間

予め多言語テンプレート化されている情報、もしくは少ない単位(項目等の最小限 の情報等)に集約できる情報は、短時間で翻訳・発信が可能となるため、優先的に翻 訳する。

# 以上の基準を総合的に判断して、翻訳にかける情報を取捨選択する。

### 2 発信時の基準

### (1) 情報の鮮度

情報を翻訳してから発信するまでの間にタイムラグが発生するため、発信する時点で、情報が既に古いものになっていないかを判断する。古くなった情報は、外国人住民を混乱させる可能性があるため、原則として発信しない。

### (2) 重要度

ライフライン、避難所の受入状況、病院の受入状況等の人命に関わる内容や、交通 状況、電話等の通信状況等の生活に関わる内容、また、外国人住民を主対象とする情 報については、重要度が高い情報として、優先的に発信する。

古くなった情報を排し、その上で重要度の高いものを優先的に発信していく。

### (別紙4)

## 神奈川県災害多言語支援センター やさしい日本語文章作成のための基本方針

やさしい日本語の文章は以下の方針に従って作成する。

## 女の作成についての方針

短い文、簡単な構造で作成する。

- (1) 1文の長さはひらがなで数えて 24 字程度、文節数は 10 文節以内に抑える。
- (2) 主語と述語を一組だけ含む文にする。
- 例)× 余震がおきる恐れがあるため、余震に気をつけてください。○ 余震<数から来る地震>に 気をつけて ください。
- (3) 文章は「分かち書き」で書く。(文節の切れ目ごとに余自を空ける)
- 例)× 頭の上に気をつけてください。 ○ 競の 上に 気をつけて ください。

# 2 使用する語彙についての方針

難しい言葉を避け、やさしい言葉を使用する

- (1) やさしい日本語の表現は、(一財)自治体国際化協会発行の「災害時語学サポーターのための用語集・表現集・関係資料」又は出入国在留管理庁・文化庁発行の「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」を参考にする。
- (2) 使用する全ての漢字にルビを振る。
- 例) 災害の整生
- (3) 災害時によく使われる言葉はそのまま使い、その言葉の後に<>を使って言い換えをする。
- 例)消防軍<火を消す軍、、条鰻<後からくる地農>

### (別紙5)

(4) カタカナ・外来語は、語源と異なる意味を持つものがあり、誤解を招く可能性があるため、できる限り使用しない。

例) ライフライン、ダイヤル、デマなど

(5) 動詞を名詞化したもの (走り、揺れなど) は、できる限り使用しない。

例)× 揺れがおきた。 ○ <sup>橋</sup>れた。 (6) ローマ字、擬態語・擬音語は使用しない。

(7) 「おそらく」「多分」など曖昧な表現は使用しない。

(8) 使用した語彙が「やさしい日本語」(日本語能力試験N  $3 \sim$ N 5  $\nu$   $\omega$   $\nu$  の域を越えていないか、Web ページ「日本語読解システムリーディングチュウ太」の「語彙判定」(https://chuta.cogloc.tsukuba.ac.jp/)を使用して、文章の語彙レベルを判定する。難解な表現(日本語能力試験N  $1 \sim$ N 2  $\nu$   $\omega$  $\nu$   $\omega$  $\nu$  (1) の冊子等を使って検討する。

# 神奈川県災害多言語支援センター

### ※川ボベーショ 品 × 汲 と 一 翻訳 委託事業者

令和5年度は、以下の事業者に災害時・非常時多言語緊急情報翻訳業務を委託している。

# 1 災害時,非常時多言語緊急情報翻訳業務(中部地方以西)委託

委託先	特定非営	利活動法人	特定非営利活動法人 多言語センター FACIL	
所在地	神戸市			
	英語、中	国語(簡体	英語、中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、韓国・朝鮮語	北
翻訳言語	メペイン	「語、ポルト	スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、タイ	7 4
	語、ラオ	ラオス語、カンボジア語	ミジア語	
	世争片	電話:078-736-3040	736–3040	
	₽ E +	メール: facil@tcc117. jp	1@tcc117.jp	
連絡先		-060: 理 : 900-	話: 090-8163-5133	
	緊急時	メール: facil@tcc117. jp	1@tcc117.jp	
		yosh	yoshitomi@tcc117.jp	

# 災害時・非常時多言語緊急情報翻訳業務(東北地方以北)委託

2			、韓国・朝鮮語、	タガログ語、タイ						
アドンソロ 日代のこ 大臣でんど (そうら) グン・スコ	株式会社 イー・シー		英語、中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、韓国・朝鮮	スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、タイ	語、ラオス語、カンボジア語	電 話:011-299-5910	メール: info@ec-mice.com	電話:070-5616-2367	$ \lambda - /  u$ : info@ec-mice.com	matsuda@ec-mice.com
	株式会社	札幌市	中、異葉	スペイン	語、ラオ	相杂丝	± € †		緊急時	
	委託先	所在地		翻訳言語				連絡先		
ı										

※ 全国的な被災状況等に応じて、1又は2の事業者を選択し、翻訳を依頼する。

### (別紙6)

# 関東地域国際化協会連絡協議会

# 災害時における外国人支援ネットワークに関する協定書

る外国人支援ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)について、次のとおり協 関東地域国際化協会連絡協議会(以下「協議会」という。)の会員は、災害時におけ 定を締結する。

第1条 ネットワークは、関東甲信圏内において発生する大規模災害に対し、相互に協 力し、外国人に対する災害時対策及び平常時の防災対策の支援を円滑に推し進める体 制づくりを行うことを目的とする。

(ネットワークの構成)

第2条 ネットワークは協議会の会員で構成する。

### (災害時対策支援)

一及び通訳者の派遣や翻訳による支援などを、各協会の状況に応じて可能な限り行う 第3条 各会員はネットワークを通じて、大規模災害が発生した際の、コーディネータ

2 前項による支援に関する詳細はネットワークにおいて別途協議する。

### (防災対策支援)

第4条 ネットワークは、大規模災害の発生に備え、会員相互間で災害時対策および平 常時の防災対策に関する情報の共有を図る。

- 2 ネットワークは、災害時に迅速に対応できるよう必要な研修及び訓練を実施する。
  - 3 前各項の実施に関する詳細はネットワークにおいて別途協議する。

### (事務局担当協会)

- 第5条 ネットワークの事務局担当協会(以下「担当」という。)は協議会の当該年度 の幹事協会と翌年度の幹事協会とする。
- 2 第3条の災害時対策支援の担当は当該年度の幹事協会とする。ただし、幹事協会が 被災し担当として活動できない場合は翌年度の幹事協会とする。また、当該年度の幹 事協会及び翌年度の幹事協会共に被災し担当として活動できない場合は翌々年度の 幹事協会とする。
- 3 第4条の平常時の防災対策支援の担当は翌年度の幹事協会とする。

### (費用負担)

第6条 第4条に基づく活動に要した費用(職員やボランティアの出張等に要する費用

は除く)は協議会の予算を充てる。

2 前項以外の費用は各会員の負担とする。

### (その色)

第7条 その他ネットワークの運営に必要な事項は、その都度ネットワークにおいて定

第8条 本協定書は13部作成し、各会員にて1部を保管するものとする。

### 平成21年3月21日

水戸市干波町後川 745 県民文化センター分館 2F 財団法人茨城県国際交流協会 理事長 石川 哲夫

宇都宮市本町 9-14 とちぎ国際交流センター 財団法人栃木県国際交流協会

理事長 橋本 俊一

群馬県前橋市大手町2-1-11一群馬会館内

財団法人群馬県観光国際協会 理事長 宮崎 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎 3F 財団法人埼玉県国際交流協会

会長 上田 清司

千葉市美浜区中瀬空崎 WBG マリブイースト14F 財団法人もば国際コンベンションビューロー 会長 堂本 暁子

東京都新宿区西新宿2-8-東京都国際交流委員会 会長 梶村 勝利 神奈川県横浜市栄区小菅ヶ谷 1-2-1 財団法人かながわ国際交流財団 理事長 福原

地球市民かながわブラザド

38

地域国際化協会連絡協議会における災害時の広域支援に関する協定書

横浜市西区みなとみらい1-1-1 パシスイコ横浜 国際協力センター5F 千葉県千葉市中央区中央2451 千葉中央ツインビル2号館8階 埼玉県さいたま市浦和区東高砂町11-1 コムナーレ9階 長野市南長野幅下 692-2 同県市東庁舎 財団法人長野県国際交流推進協会 財団法人さいたま市国際交流協会 39 財団法人千葉市国際交流協会 財団法人横浜市国際交流協会 財団法人川崎市国際交流協会 財団法人山梨県国際交流協会 川崎市中原区木月祇園町 2-2 山梨県甲府市飯田 2-2-3-4号 理事長 吉田 總一郎 理事長 千葉 滋胤 理事長 前田 正子 会長 黒澤 幸昭 会長 國安 正昭 会長 相川 宗一

# 地域国際化協会連絡協議会における災害時の広域支援に関する協定

### (回)

第1条 この協定は、地震等による災害が発生し、被災地の地域国際化協会(以下「被災地協会」という。)が属する地域プロック単独では、外国人支援が十分に実施できない場合に、被災地協会の所属する地域プロック単発協議会(以下「地域プロック」という。)の要請に基づき、地域国際化協会連絡協議会事務局[(は)自治体国際化協会](以下「連絡協議会事務局](は)自治体国際化協会](以下「連絡協議会事務局」という。)の調整の下に行われる広域支援を迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

# (広域支援のための各地域プロックの連絡調整体制)

- 第3条 広域支援を円滑に実施するために、各地様プロックに幹事協会及び副幹事協会をおく。
- 3 幹事協会が被災した場合は、制幹事協会が連絡部略にあたる。

### (広域支援の竪器・実権)

- 第3条 被災地協会は、所属する地域ブロックの幹事協会に支援を要請する。
- 2 被災地協会の要請を受けた幹事協会は、地域プロック内で支援を実施することができず 又は不足し、広域支援が必要であると判断した場合には、連絡協議会事務局に広域支援を ==\*\*\*・\*\*\*
- 3 連絡協議会事務局は、被災地協会が所属する地域プロックの要請に基づき、隣接する地域プロックの幹事協会と事前に調整を行った上、広域支援を要請する。
- 場プロシンの軒が商立の手間に超速を11.2によりで考えなる文品とう。 4 広境支援の要請を受けた幹事総会は、支援を実施するに当たっての地域プロック内の総合調整を実施する。
- 5 具体的な支援の内容・方法等については、支援を受ける被災地協会(又は被災地協会が属する地域プロックの辞事協会)と支援を実施する協会(又は広域支援を行う地域プロックの幹事協会)が直接衝整を図る。

### 広城支援の内容)

- 第4条 広城支援を行う地域プロックは、下記の事項の支援を被災地協会に対し行うことと
- (ア) 災害時多言語支援センター等の運営補助 (職員派遣等)
- (イ) 対財物権の第年
- (ウ) その他、翻訳支援等、外国人支援のために特に要請があった事項

### (経費の負担)

- 第5条 広域支援を行った支援実施協会が当該広域支援に剪した経費は、一旦、支援実施協会が経費を負担し、経費確定後、(財)自治体国際化協会の「災害時外国人住民支援活動助成金」等の交付を活用する。
- 2 支援に伴う職員の人件費については支援実施協会が負担する(助成対象外)。

### (街の協定等との関係)

第6条 この協定は、各地域国際化協会がブロック及び個別に維治する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

### (その色)

第1条 この協定に定める事項について接義が生じた場合、又は本協定に定めのない事項について必要がある場合は、地域国際化協会連絡協議会において豁譲して定めるものとする。

### 平成25年 || 月 27日

※総務・情報グループの場合は総務グループの欄に記載。 ※用紙が足りない場合は、別添として追加してください。

記入者  $\stackrel{\smile}{\boxplus}$ 皿 # 出勤者名 出勤者名 終務G 情報G ΉН

漸

記入者

<u></u>

相談件数( 出勤者名

相談G

公益財団法人 兵庫県国際交流協会 理事長 齊藤

近畿地域国際化協会連絡協議会 会長

記入者

申し送 り事項

備粘

核光和

# # || 公益財団法人福井県国際交流協会 建事長 栗田 公益財団法人山梨県国際交流協会 会長 上原 公益財団法人山口県国際交流協会 理事長 公益財団法人福島県国際交流協会 理事長 東海北陸地域国際化協会連絡協議会 会長 東北・北海道国際化連絡協議会 会長 関東地域国際化協会連絡協議会 幹事 地域国際化協会連絡協議会一会長

中国,四国地区地域国際化協会連絡協議会 幹事

理事長 小常 豢養 公益財団法人広島平和文化センター

公益財団法人福岡県国際交流センター 理事長 新宮 九州地区地域国際化協会連絡協議会 幹事

### 翻訳協力者、通訳者の取りまとめ一覧表

		氏名(フリガナ)	連絡先	居住地域		内容	言語	可能な期間	センター来所	コメント
		氏石(シリカナ)	ほがん	冶江地域	通訳	翻訳	PIR	(活動可能な項目、時間帯等)	の可否	1/J1
	1									
	2									
	3									
	4									
46	5									
	6									
	7									
	8									
	9									
	10									
	11									
	12									

(様式2)

₦₳川県災害多言語支援センター 取材対応結果報告書

取材日時	回答日時	佑	神	是 學	佑	取材内容	析
中	サ						
田	A						
<u>)</u>	) <b>I</b>						
^	(						
蓝	哲						



令和〇〇年〇月〇日 記者発表資料

# かなががたさいが、たげんごしえん 「神奈川県災害多言語支援センター」の設置について

かながわけん こくさいこうりゅうさいなん がっ にち はっせい じしん サがい かながわりんない 神奈川県とかながわ国際交流財団は、〇月〇日に発生した地震で被害にあった神奈川県内の がいたじん かた しえん 外国人の方を支援するため、多言語による情報提供と相談を行う「神奈川県災害多言語支援

たンター」を立ち上げました。

### せっちきかん 1 設置期間

abe #50 Ect ようび しゅうりょうじきみてい 〇年〇月〇日(〇曜日)~終了時期未定

### #っちばしま 2 **設置場所**

かながわけんこくさいかよこはましなかくにほんおおどお(・神奈川県国際課(横浜市中区日本大通1)

・かながわ国際交流財団

よこはましかなぎもくっるやちょう (横浜市神奈川区鶴屋 町 2-24-2 かながわ県民センター13階多言語支援センター内)

### かれいほうほう ო

ゕなゕゎゖん こくさいこうりゅうさいだん きょうどう うんさい仲奈川県とかながわ国際交流財団が協働で運営

### しえんないよう

たげんご じょうほうはっしん (1)多言語による情報発信

こくまいこうしょうだいがん ジ、かながわ国際 交 流 財団ホームページでお知らせします。

ゕながわけんさいがい じ たげんご・神奈川県災害時多言語ホームページ

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/k2w/saigaijigaikokujinshien.html

らながわ国際交流財団ホームページ

https://www.kifjp.org

たげんご つうやくしぇん さいがいそうだんまどぐち(2)多言語による通訳支援・災害相談窓口

せっちきかん げんごとう く設置期間、言語等>

ずんご ②言語 3

00,00

がわれてかん ③受付時間

○時から○時まで

nhokstat ④連絡先

でルカ ほんごう 電話番号:045-316-2770

たいものけるこうがつけである へんこう ずいじ かんかがいじょげんご ※ 対応言語・受付時間の変更については、随時、県災害時多言語ホームページ等で お知らせします。

### 門各世先

00 電話045-000-0000 神奈川黛芝化スポーツ観光局国際課

**着**結045-000-0000 **課長 ○○ 電話045-○○-○(** ※**国籍**覚覚支援グループ ○○

47





Press Release

# Establishment of Kanagawa Prefectural Multilingual Support Center for Disaster Victims

Kanagawa Prefectural Government and Kanagawa International Foundation jointly launched "Kanagawa Prefectural Multilingual Support Center for Disaster Victims to provide information and counseling services for foreign residents in Kanagawa Prefecture affected by the earthquake that occurred on ●(month) ●(date).

### Period of services

From  $\bullet \bullet \bullet (day)$ ,  $\bullet \bullet (month)$   $\bullet \bullet (date)$ ,  $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet (year)$ 

Date of closing has not been determined yet.

## 2. Place of establishment

International Division, Kanagawa Prefectural Government (K. P. G.)

(1 Nihon-odori, Naka-ku, Yokohama City)

Kanagawa International Foundation

(Kanagawa kenmin center 13F, 2-24-2 Tsuruya-cho, Kangawa-ku, Yokohama City)

### 3. Operation

Jointly operated by Kanagawa Prefectural Government and Kanagawa International

Foundation

### 4. Services provided

(1) Information transmission in multiple languages

Disaster information from administrative bodies will be translated into multiple languages and provided online in "K. P. G. Information to Support Foreign Residents at the Time of



Disaster" and website of Kanagawa International Foundation.

"K. P. G. Information to Support Foreign Residents at the Time of Disaster"

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/k2w/sajgajjgajkokujjnshien.html

Kanagawa International Foundation Website

https://www.kifjp.org

(2) Multilingual interpretation services and counseling services for disaster victims

(Deriod of services:

From  $\blacksquare \blacksquare$  (day),  $\blacksquare \blacksquare$  (month)  $\blacksquare \blacksquare$  (date),  $\blacksquare \blacksquare \blacksquare$  (year)

Date of closing has not been determined yet.

②Languages: Japanese, English, Chinese, Korean, Spanish, Portuguese, Tagalong, Thai, Victnamese, Laos, Cambodia

③Reception hours: From ●:●● a.m. to ●:●● p.m.

(Contact: Phone 045-316-2770

Any changes in available languages and reception hours will be notified through "K. P. G. Information to Support Foreign Residents at the Time of Disaster", etc.

(Point of contact)

• Director, 045-210-••

●●, International Citizens Support Group, 045-210-●●●

International Affairs Division / Culture, Sports and Tourism Bureau /

Kanagawa Prefectural Government



〇〇年〇月〇日

# 語のました まいがいた げんごしまん 「災害多言語支援センター」を

がっ にも おお じしん 〇月〇日に 大きな 地震が ありました。

がごくじん みな たす たまかり きょかりりんさいがいたりんてしきん はじ 外国人の 皆さんを 助けるために「神奈川県災害多言語支援センター」を 始めました。

この センターでは、

さいがい いるいる ことば し ・災害について 色々な 言葉で お知らせ します。

### 1 いつから

AA \*\*\* にち ようび 〇年〇月〇日(〇曜日)から

### 2 だれが、どこで

かながわか こくきいか Caple Kristel なかくに Edutableが ・神奈川県 国際課 (住所:横浜市中区日本大通1)

こくさいこうりゅうざいだん・かながわ国際交流財団

ひかしま よこはましかなが bくっるやちょう けんかん けんかん はいていましかなが b 2-24-2 かながわ県 民センター13階多言語支援センター内)

### 3 なにを

ゕながむけん ・神奈川県 ホームページ

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/k2w/saigaijigaikokujinshien.html

こくさいこうりゅうさいがん・かながわ国際交流財団・ホームページ

https://www.kifjp.org

いっから

\*\*\* \*\*\* (ct. \*\*)び 〇年〇月〇日(〇曜日)から

\*\*5#A ことば ②相談できる 言葉

00,00

○時から○時まで

nvs/ ④連絡する ところ

でル か ほんごう 電話番号: 045-316-2770

きがん ことば じかん か はん はん ボームページ等で お知らせします。 ※ 相談できる 言葉や 時間を 変えるときは、県の ホームページ等で お知らせします。

### 開答也先

神奈川県文化スポーツ観光局国際課

00 電話045-000-0000

※国籍賞覧を接グループ ○○ 電話045-○○○-○○○○

### 神奈川県災害多言語支援センター 翻訳依頼票 2/2

	原 文 (日 本 語)	翻 訳 文
	タイトル	
54		
	翻訳文提出日時	年 月 日( ) 時 分

(様式5)

### 神奈川県災害多言語支援センター 翻訳依頼票 1/2

### 1 依頼者情報

文書番号							依頼元			
依頼日時	年	月	日 (	)	時	分	依頼方法	OTEL:	○Email:	

### 2 タイトル

タイトル

### 3 期限

 53
 完了希望日時
 期限あり:
 年月日()時分まで
 期限なし

### 4 翻訳者情報

所属団体・氏名など	
TEL	
Email	

### 5 翻訳する言語

英 語	中国語(簡)	中国語(繁)	韓国・朝鮮語	スペイン語	ポルトカ゛ル語	ベトナム語	その他の言語
タカ゛ロク゛語	タイ語	ラオス語	カンホ゛シ゛ア語	ネパール語	イント゛ネシア語		( 語)

(様式7)

(様式6)

## 神奈川県災害多言語支援センダー 被災状況確認票

田時		卅	H	$ $ $\underline{}$	_		
連絡者氏名							
相手先	機関名						
	氏名						
	場所						
	連絡先	TEL:					
①被災地域及び被災状況	<b>要災状況</b>						
事務所・自宅の 被災状況							
団体・機関等の メンバーの安否							
②地域の救援活動状況	助状況						
自治体・NPO等の 外国人支援の状況、 今後の予定							
③各地域の避難状況及び避難所設置状況	犬沢及び避	難所設置	量状況				
避難所の設置状 況							
外国人住民の避 難状況							
④ライフラインの状況	<b>长況</b>						
電気							
通信							
水道							
ガス							
交通機関							
医療機関							
⑤その他							
困っていること							
備考 (情報提供・対応 等あれば記載)							

神奈川県災害多言語支援センター

臨時相談窓口開設状況

相談者数											
船加湿巨设装											
人員体制											
開設時間											
連絡先											
相談窓口場所	情報公開広聴課	かながわ県民センター	川崎県民センター	横須賀三浦地域県政総合センター	県央地域県政総合センター (県厚木合同庁舎)	湘南地域県政総合センター	県西地域県政総合センター (県小田原合同庁舎)	県西地域県政総合センター (県足桝上合同庁舎)			

(**様式8**) 多言語支援センター用

受付番号(新規

∄□ 蟒 径

採 Ħ ⊲□ 罡

		年 月 E( ) 時分~ 時分
担当者	[2]	
対応	対応方法	□来訪 □電話 □文書(メール・FAX) □電話通訳
	名前	
	属性	
		( ) 即()
噩	揾	□日本語 (母語・外国語) □英語 □中国語 □タガログ語 □ベトナム語 □スペイン語
∢¤		□ポルトガル語 □ネパール語 □インドネシア語 □タイ語 □韓国・朝鮮語
i .		□みの街( )
ħ	国籍・日本	国籍
神	の居住地域	
	在留資格	□特別永住者 □永住者 □日本人の配偶者等 □永住者の配偶者等 □定住者
		□技術・人文知識・国際業務 □技能 □留学 □家族滞在 □短期滞在
		□その他( )
414	センターを知ったところ	□ウェブサイト (県・MIC・KIF) □チラシ □知人の紹介 □その他 (
置合	問合せ内容	①医療 ②保健・福祉 ③子育て(保健・保育園・幼稚園・その他) ④教育(学校教育・
		日本語学習・その他) ⑤災害 ⑥在留資格関係 ⑦住まい ⑧仕事・労働
		③余暇・文化・交流 ⑩婚姻・国籍 ⑪事件・事故 ⑫センター照会 ⑬通訳派遣・翻訳
		国から街()
五谷	内容及び対応	内容:
89	他の相談機関を案内	口原内  口県外
した	した場合	□県機関(外国籍県民相談窓口・通訳派遣・すまいサポートセンター・その他) □市町村 □国際交流協会・ラウンジ □NPO・NGO □病院